農地法関係事務に係る処理基準における特別基準

「農地法の運用について」の制定について(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）第２の１のイの（イ）のＣの（Ｃ）中の都道府県知事等が定める基準（特別基準）について、下記のとおり設定する。

記

「農業者の就業機会の増大に寄与する施設」に該当するか否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が、おおむね１割以上であるか否かをもって判断するものとする。